

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

平成20年7月15日
小 中 学 校 課

平成19年10月24日に県民から「平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ」の開示請求があり、11月8日に公文書非開示決定通知を行いましたが、平成20年1月7日付けで非開示決定処分の取り消しを求める異議申立てがあったため、1月17日に鳥取県情報公開審議会に諮問したところ、平成20年7月8日に別添2（P5～17）のとおり答申が行われました。

ついては、この答申を受け、改めて実施機関である教育委員会で決定を行うにあたり、意見を伺います。

なお、答申の概要及びこれまでの経過は下記のとおりです。

記

1 答申の概要

別添1（P1～4）のとおり

2 公文書開示請求から答申までの経過

平成19年10月24日	公文書開示請求
11月8日	公文書非開示決定通知
平成20年1月7日	異議申立て
1月17日	教育委員会が情報公開審議会へ諮問
2月7日	教育委員会が情報公開審議会へ理由説明書を提出 ※理由説明書は、異議申立てに対する反論書
2月27日	異議申立人が情報公開審議会へ意見書を提出 ※意見書は、理由説明書に対する反論書
3月18日	情報公開審議会での1回目の審議
3月31日	教育委員会が情報公開審議会へ補足説明書を提出 ※補足説明書は、不服申立人の意見書に対する反論書
4月21日	情報公開審議会での2回目の審議
5月19日	情報公開審議会での3回目の審議（審議終了）
7月8日	情報公開審議会が教育委員会に答申



平成20年度第1号答申の概要
(全国学力調査 市町村別、学校別結果の開示について)

1 異議申立ての内容

平成19年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査の結果で、県内各市町村における公立学校全体に関する調査結果及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果に係る開示請求に対する鳥取県教育委員会の非開示決定処分~~の~~取消しを求める。

2 実施機関等

実施機関：鳥取県教育委員会（所管課：小中学校課）

諮問日：平成20年1月17日 答申日：平成20年7月8日

3 答申内容

(1) 結論

非開示決定処分を取り消すべきであると判断する。

ただし、本件公文書の開示にあたり鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項第7号（児童生徒数が10人以下の学級の調査結果は非開示）該当性について、十分考慮すべきである。

(2) 非開示情報該当性等

○ 条例第9条第2項第1号（法令等秘情報）該当性

結論：本件公文書が同号に該当するとは判断できない。

理由：

- ・全国学力・学習状況調査の結果について取扱いを定めた文部科学事務次官及び文部科学省初等中等教育局長発出の通知の内、局長通知については、文部科学大臣からの授権の根拠が不明であり、事務次官通知についても実際に授権されたかどうかは不明。
- ・上記両通知とも県の主体的判断を求める内容。
- ・以上から、本事案を、前後の事務が法定受託事務であり、同事務に付随する宗教法人の提出書類の開示（管理）事務を巡って争われた平成18年の公文書開示決定取消請求事件広島高等裁判所判例と同様に論じることができない。
- ・以上を勘案すると、上記両通知に条例の開示義務を上回る、法的根拠等に基づく実施機関に対する拘束力があるとは認められない。

○ 条例第9条第2項第6号（国の事務事業支障）該当性

結論：本件公文書が同号に該当するとは判断できない。

理由：

- ・実施機関は、東京都足立区等の例を挙げて、学力調査結果の開示（公表）により、序列化や過度な競争が発生すると主張するが、本県とは背景が異なるため、本県の場合と同様に論ずることはできず、本県で直ちに序列化等が起こり、事務に支障が及ぶおそれがあるとは即断できない。
- ・本県基礎学力調査結果の開示による具体的な序列化や過度の競争が生じていないことを勘案すると、若手県学習定着度状況調査に係る盛岡地裁判例・仙台高裁判例（学校別成績非開示）を以って、直ちに本県においても序列化等が起こり、事務に支障が及ぶおそれがあるとは判断することはできない。
- ・実施機関は、開示により、調査の実施方法に対する国民の信頼や文部科学省と市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、事務に支障が生じるおそれがあると主張するが、既に特定の市で、小中学校が調査結果を公表しており、序列化が可能になっているが、過度の競争等の事実が確認できないこと等を勘案すると、当該おそれは、現状では具体的なものとまでは言えない。
- ・その他、実施機関は開示によるマイナス面を主張するが、むしろ、異議申立人の主張する開示によるメリット（教育の質の向上）の方が首肯できる。

○ 条例第9条第2項第7号（児童生徒数が10人以下の学級の調査結果非開示）該当性

結論：実施機関は本件公文書の開示にあたり、同号該当性について十分考慮すべきである。

理由：

- ・実施機関は条例第9条第2項第7号該当性について主張していないが、同号の非開示の趣旨は、安易な順位付けや誤った序列意識により児童生徒に精神的な負の影響が生じる「おそれ」があるためとされている。
- ・この「おそれ」は、その性質を勘案すると、本件全国学力・学習状況調査にも共通するものと考えられる。

(3) その他の不服申立人の主張について

本県非開示決定通知書における実施機関の非開示理由の記載は不十分であり、少なくとも非開示事由に該当する概ねの根拠は示すべきである。

1 東京都足立区及び広島県三次市で「過度な競争」が生じた背景

自治体	背景		過度な競争の内容
	調査(検査)結果の公表状況	その他	
東京都足立区 (学力総合調査)	学校別結果まで教育委員会のホームページ上で公表	・学校に対し、結果による予算を傾斜配分 ・学校選択制度	・誤答を指差して指摘 ・障害児の点数を無断で除外
広島県三次市 (学力到達度検査)	学校別結果まで教育委員会のホームページ上や市広報で公表	・通学区域の自由化	小学校長と中学教師による答案の改ざん
(参考) 鳥取県 (基礎学力調査)	市町村別結果まで県教育委員会のホームページ上で公表	(特に無し)	(無し)

2 平成19年(行ウ)第1号盛岡地裁判決、平成19年(行コ)第19号仙台高裁判決の概要

- ・三次市や足立区の事案等を勘案して、序列化や過度の競争、これに伴う児童生徒に対する様々な悪影響を及ぼすおそれがあり、花巻市情報公開条例の非開示情報(事務事業支障情報)に該当する。→非開示が妥当。

<参考：岩手県学習到達度調査と本県基礎学力調査の比較>

	岩手県学習到達度調査		本県基礎学力調査	
対象	小学校第3学年から中学校第3学年までの全ての児童生徒		小学校第3学年、小学校第6学年、中学校第2学年の全ての児童生徒	
科目	小学校第3学年・第4学年	国語・算数、	小学校第3学年	国語・算数
	同第5学年・第6学年	国語・社会・算数・理科	小学校第6学年	国語・算数・理科・社会
			中学校第2学年	国語・数学・理科・社会・英語
	中学校	国語・社会・数学・理科・英語		

鳥取県情報公開条例（抜粋）

（開示義務）

第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

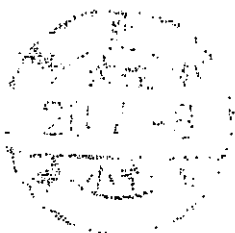
エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第6条第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

平成20年 7月 8日

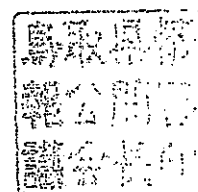


鳥取県教育委員会

委員長 山田 修平 様

鳥取県情報公開審議会

会長 河本 充弘



平成19年度諮問第5号（平成20年1月17日付）について（答申）

標記の諮問について、別添のとおり答申します。

なお、実施機関は、鳥取県情報公開条例第19条第2項により、この答申を尊重して速やかに決定をされるよう申し添えます。

担当：鳥取県情報公開審議会事務局
（鳥取県総務部県民室情報公開担当）

担当：谷口、衣川

電話 (0857) 26-7753

ファクシミリ (0857) 26-8112

答 申 書

(答申第20-1号)

平成20年 7月 8日

鳥取県情報公開審議会

平成20年 7月 8日

答 申

第1 審議会の結論

「平成19年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査結果の内、市町村別・学校別のデータ」（以下「本件公文書」という。）について、鳥取県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分については、これを取り消すべきであると判断する。

ただし、実施機関は、本件公文書の開示にあたり、児童または生徒の数が10人以下の学級に係る学力試験の結果を非開示とする鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第2項第7号の該当性について、十分考慮すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

平成19年10月24日 公文書開示請求

11月 8日 公文書非開示決定通知

平成20年 1月 7日 行政不服審査法第45条の規定による異議申立

第3 実施機関の公文書開示請求拒否決定理由

1 平成19年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）は、全国で統一的に国が実施する事務であり、その結果については、文部科学事務次官及び文部科学省初等中等教育局長から発出された全国調査に関する通知（以下「全国調査通知」という。）により取扱いが定められており、条例第9条第2項第1号の実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報に該当する。

2 全国調査結果の開示により、市町村、学校の序列化が起これ、その結果、過度な競争が生じ、全国調査に参加しない市町村や学校が出てきて、今後実施する全国調査の正確な調査結果が得られなくなることにより、国の全国調査事務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第9条第2項第6号の事務事業支障情報に該当する。

第4 異議申立人の主張

異議申立人（以下「申立人」という。）の主張は、異議申立書及び意見陳述によると概ね以下のとおりである。

1 条例第9条第2項第1号の該当性について

・条例第9条第2項第1号の規定ぶりから判断すると、同号に規定する非開示事由は法令等明確な法的根拠による法的強制力を持つものでなければならないが、

文部科学事務次官及び文部科学省初等中等教育局長から発出された全国調査通知は、文部科学大臣から次官・局長への権限委任が不明確であり、また、全国調査事務自体が法定受託事務ではなく、法律等に根拠を持つものではない。実施機関は契約もない（県の）条件付受託事務に係る通知を根拠として条例第9条第2項第1号に該当し非開示としているが、これは実施機関が非開示としたい公文書を容易に非開示とすることにつながる情報公開制度を脅かす運用解釈であり、本件公文書が同号に該当しないことは明らかである。

・同じ理由により、今回の事案は、実施機関が引用する、前後の事務が法定受託事務であり、同事務に付随する宗教法人の提出書類の開示（管理）事務を巡って争われた平成18年（行コ）第1号公文書開示決定取消請求事件広島高等裁判所判決（以下「広島高裁判決」という。）と同様に論じて、条例第9条第2項第1号に該当すると判断することはできない。

2 条例第9条第2項第6号の該当性について

・過去4回本県独自で実施した基礎学力調査（「以下「基礎学力調査」という。）の結果については、公文書開示請求に対し、児童または生徒の数が10人以下の学級に係るものを除き、学科ごとの市町村別・学校別結果が開示されているが、文部科学省の主張するような「市町村や学校の序列化が生じ、過度な競争が起こり、調査に参加しない市町村や学校が出てくる」事実はなく、県教組もこうした事実はないとしている。実施機関の主張は漠然とした杞憂に過ぎない。

・全国調査の結果を明らかにすることで、生徒本人、保護者や地域全体の教育に対する意欲・熱意を高め、教育の質を向上させることは、鳥取県全体、ひいては日本の教育に有益であり、実施機関の主張する具体的根拠のない漠然としたおそれにより、県民の知る権利が制約されることは許されない。

・文部科学省が都道府県別の結果を公表したことにより、結果の良くなかった沖縄県や大阪府は改善策を考えるきっかけを与えられた。これは県内市町村別、学校別についても言えることで、保護者らにとって、情報がなければ、問題改善を学校に求めることもできない。保護者ら住民に調査結果を非開示とすることは、情報共有により保護者や地域との連携を強化する「開かれた学校」の流れに逆行し、結果を開示されれば都合の悪い教員、校長、市町村教委に学力改善を怠る口実を与えることになりかねない。

・現に宇都宮市では、市内の各小・中学校が自主的に自校の全国調査の結果をホームページで公開しており、事実上市内の小・中学校の序列化が可能となると報道されている。

・「開示」と「公表」は異なる。「序列化」や「過度な競争」はこれをあおることのできる教育委員会等の公表やマスメディアによる報道がなければ起こらない。報道に関しては報道機関が自主的に判断、配慮している。「市町村や学校の序列化」の結果生じる「過度な競争」の例とされる足立区の事案は、背景にこうした「公表」や足立区教育委員会のテストの成績に応じた学校への予算の傾斜配分や学校選択制があり、テスト結果の開示により起こったものではない。過去の全国調査も「公表」により受験戦争をあおるといふ弊害が起こり中止となったものである。

3 条例第9条第2項第7号の適用について

・条例第9条第2項第7号を追加する条例の一部改正を行った時点で、当時の片山知事は県議会で、条例第9条第2項第6号しかない状態では、基礎学力調査の結果は個人名を除いて、たぶんほとんど開示しなければならない旨答弁しており、全国調査結果を同号により非開示とするのは当該答弁と矛盾する。

・条例第9条第2項第7号の規定はあえて実施主体を明示していないので、「全県的な学力の実態把握」という事務の性質に着目した非開示項目であると解釈すべきである。さらに、同号の対象が曖昧であることに鑑み、条例の「県民の知る権利」の具体化・保証の趣旨に則り、情報が開示される方向で運用解釈されるべきである。また、同号の対象でないとするならば、全部開示することになる。したがって、少なくとも本件公文書の（全部）非開示決定はあり得ない。

・（平成19年9月時点の）県民室の「条例第9条第2項第7号を適用せず第6号で非開示とするのは、ダブルスタンダードになるため困難。ただし、全国調査に固有の教育行政遂行上の支障が説明できれば非開示。」という見解が妥当。国と県の学力テストがどれだけ違うのか説明できなければ非開示の根拠はない。

第5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

1 条例第9条第2項第1号の該当性について

・全国調査通知については、文部科学省事務方トップの事務次官及びそれに次ぐ地位にある初等中等教育局長が発出した公文書であり、文部科学大臣から授権されて発出されたものと考えるのが妥当である。なお、事務次官から発出された通知については、文部科学省本省内部部局文書決裁規則により文部科学大臣から事務次官に授権された権限により発出されたものであることが明らかである。

・全国調査通知は、国が全国一律の基準で行う全国調査を円滑に実施するため、都道府県教育委員会に調査結果の適切な取扱いを徹底するよう指示したものであるが、広島高裁判決において、「（法定受託事務及び宗教法人法の趣旨、事務遂行上の合理性等を考慮して、）全国一律の基準に基づいて処理するのが合理的かつ妥当であると考えられることからすれば、（宗教法人から提出された）書類を管理する事務は、法定受託事務であると解するのが相当である。」と判示されており、全国調査事務を法定受託事務と同等の事務と解することができる。

・全国調査は、実施機関が当該事務の一部を上記事務次官通知に記載された条件を承諾した上で受託したものであり、また、調査結果を同じく上記初等中等教育局長通知の条件を承諾の上で収受したものである。こうした経緯を勘案すると、本件公文書は、条例第9条第2項第1号に規定する実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にできない情報と解することができる。

・市町村教育委員会や学校へはそれぞれの結果が返送されており、全国調査通知でも市町村別の公立学校全体の結果や学校別の結果の公表はそれぞれの判断に委

ねられており、県教育委員会が一律公開するのではなく、各市町村教委や学校が地域の実態を充分把握した上で公開すべきである。

2 条例第9条第2項第6号の該当性について

・条例第9条第2項本文において、「開示請求に係る公文書に（同項の）各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、・・・（中略）・・・当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする」と規定されており、本件公文書が同条同項第7号に規定する情報に該当するかどうかにかかわらず、同条同項第1号又は第6号の規定に該当する場合は当該理由により非開示となるものである。

・国が公表した全国調査の都道府県ごとの結果は、既に一部の報道機関が都道府県を序列化した報道を行っており、個々の市町村名・学校名を明らかにした調査結果を開示した場合、それが公表されれば、市町村や学校の序列化が生じることは容易に推測できる。その結果、市町村や学校間で過度な競争が生じ、調査に参加しない市町村や学校が出てきたりして、今後継続が予定されている全国調査の正確な調査結果が得られなくなることにより、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これは条例第9条第2項第6号で規定する国の事務事業支障情報に該当する。

・全国調査と県の基礎学力調査では、全国的に注目度が違う。本県が全国調査の結果を開示すれば、大きく報道され、校長等へ強いプレッシャーがかかるおそれがある。また、全国調査は2科目と基礎学力調査（小学校4科目、中学校5科目）に比べて科目数が少ないが、限定された少ない科目の結果があたかも全体的な学力レベルのようにとらえられ、市町村・学校が行っている「すぐ点数には結びつかないが長い目で学力を改善しようとする努力」に水を差すことになる。

・基礎学力調査の結果の開示・公表（市町村別結果は鳥取県のホームページ上で公表。）の影響は表面化してはいないものの、各市町村議会等から（成績について抽象的な）指摘を受けたところもあると聞いている。

・広島県三次市では、市の学力到達度検査結果のホームページ上での公表（学校別）により「過度な指導」があったと報じられている。また、花巻市に対して同市内学校別の岩手県学習定着度調査の結果の開示を求めた訴訟では、平成19年（行ウ）第1号盛岡地裁判決、平成19年（行コ）第19号仙台高裁判決（以下「仙台高裁等判決」という。）とも、開示により、学校の序列化や過度の競争が起こり、学校・教師が過度のテスト対策に走ることが危惧され、調査の本来目的の実現を損なうおそれがあると判示され、非開示決定が妥当とされている。

・最も心配される調査結果が下位の学校にいる子どもたちへの影響があるから、たとえ「おそれ」であっても非開示にできることを条例が認めているため、非開示としたものである。

・今回の全国調査は国が実施主体であり、説明責任は国が果たすべきものであるが、各自治体が全国調査通知の取扱いに反して結果を開示すれば、調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。また、文部科学省と市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、次年度以降協力が得られなくなり、当該地域における正確な情報が得られなくなるなど、結果として国が全国的な状況を把握できなくなるおそれがある。

3 条例第9条第2項第7号の適用について

・条例第9条第2項第7号で非開示とされる児童又は生徒の数が10人以下の学級の調査結果を含む市町村別・学校別のデータ全体を条例第1号及び第6号の規定により非開示としたものであり、第7号が「国が主体となって実施するもの」も含むかどうかは開示・非開示の判断に影響しない。

・平成15年6月定例県議会における片山前知事の認識・考え方は、当時、約40年にわたって全国調査が実施されていなかったため、第7号（追加）が全国調査の復活を全く想定していなかったことによるものであり、本件公文書が第6号に該当すると判断したことに矛盾しない。

第6 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 1月17日	諮問書の受理
平成20年 2月 7日	実施機関から理由説明書提出
2月27日	不服申立人から意見書提出
3月18日	実施機関・不服申立者の意見陳述、審議
3月21日	不服申立人追加資料提出
3月31日	実施機関補足説明書提出
4月21日	実施機関の意見陳述、審議
5月19日	実施機関追加資料提出、審議

第7 審議会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成19年度に実施された全国調査の結果で、文部科学省から鳥取県教育委員会に提供されたものの内、県内各市町村における公立学校全体に関する調査結果及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果である。

2 非開示情報該当性について

(1) 条例第9条第2項第1号該当性について

申立人は、全国調査通知は文部科学大臣から同事務次官等への権限委任が不明確であり、また、全国調査事務自体が法定受託事務等に当たらない。また、このため実施機関の主張する広島高裁判決とは同様に論じられないと主張する。一方で、実施機関は全国調査通知は権限委任を受けて発出されたと考えるのが妥当で、事務次官については文書決裁規則により権限委任は明確であると主張し、また、全国調査事務は実施機関が全国調査通知の条件を承諾した上で受託し、結果を收受したものであり、全国調査通知は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にできない情報であると主張する。

このため、条例第9条第2項第1号該当性（本件情報が実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報に該当するかどうか）について検討する。

・全国調査通知の内、初等中等教育局長通知が文部科学大臣の授権を受けて発出

されたものであるという明確な根拠は実施機関から提示されていない。また、事務次官通知について、実施機関が大臣からの授権の根拠としているのは文書決裁規則であるが、これは文部科学省の総括的な内部規定であり、具体的にどの事務が事務次官決裁事項に当たるか不明であり、また、仮に同通知が事務次官の決裁を受けて発出されたとしても、大臣から実際に全国調査事務の権限委任を受けたかどうかは不明である。

・全国調査通知等によると、全国調査事務は法定受託事務ではなく、文部科学省が実施機関へ協力要請し、実施機関がこれに応じたもので、国と実施機関の間に特に明示の契約等があったものではないと認められる。このため、文部科学省が実施機関に対し何らかの拘束力を持つ通知を発出する法的根拠等があったとは考えられない。

・全国調査通知の内容を見ると、初等中等教育局長通知においては、「情報公開における調査結果の取扱いについて」の中で、「(文部科学省は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号を根拠に同省が公表する内容以外の情報について非開示とすること及びその具体例)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める条例を根拠として…適切に対応すること。」とされており、事務次官通知においては、「都道府県教育委員会におかれては…本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、格段の理解と協力をお願いします。」とした上で、実施要領の中の「調査結果の取扱いに関する配慮事項」の中で、配慮すべき点は、「都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかとした公表は行わないこと。」としている。これらによると文部科学省は結果の開示が県の自治事務であることに配慮し、県の主体的な判断を求めているように見受けられる。

・実施機関が引用する広島高裁判決は、前後を法定受託事務に挟まれた文書の管理事務(公文書開示事務を含む。)を前後の事務と一体として法定受託事務と解することが妥当かどうか争われた裁判にかかるものであり、この中で、前後の法定受託事務との整合性、宗教法人法の趣旨及び全国一律の基準に基づいての処理の合理性が認められて文書の管理事務が法定受託事務と同等の事務とされたものである。今回、全国調査事務自体が法定受託事務ではないこと及び実施機関が全国調査通知に拘束されるとすれば、おおよそ県の機関が国から受託した事務に係る書類であれば、その開示に関して国の指示があればすべて従わなければならないこと等を勘案すると、この判決をもって直ちに今回の案件と同様に論じられないとする申立者の主張は首肯できる。

本件公文書が条例第9条第2項第1号に該当するには、全国調査通知に、条例の開示義務を上回る、法的根拠等に基づく実施機関に対する拘束力が必要と考えられるが、以上を勘案すると、同通知に当該拘束力があるとは認められない。

よって、本件公文書が条例第9条第2項第1号に該当するとは判断できない。

(2) 条例第9条第2項第6号該当性について

申立人は過去に本県の実施した基礎学力調査結果が開示されているにもかかわらず、学校や市町村の序列化が起り、過度な競争が発生し、調査に参加しない

市町村や学校が発生した事例はないとし、むしろ、開示により生徒、保護者及び地域の教育に対する意欲を高め、教育の質を向上させることに有益である等と主張する。一方で、実施機関は、開示により学校や市町村の序列化が起こり、過度な競争が発生し、調査に参加しない市町村や学校が発生し、正確な情報が得られなくなり、国の事務事業に支障を及ぼすおそれがある等と主張する。

このため、条例第9条第2項第6号該当性（本件公文書の開示が国の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるかどうか）について検討する。

・申立人は、過去に本県の実施した基礎学力調査事務を引用し、結果の開示により実施機関の主張するような問題は起きていないと主張しているが、実施機関はいずれも地域で実施された学力調査に関する東京都足立区、広島県三次市の事例や仙台高裁等判決を引用して、全国調査結果の開示により、全国調査事務に支障が及ぶと主張する。

このため、全国調査結果の開示により、全国調査事務に支障が及ぶ「おそれ」について検討する。

実施機関の引用する東京都足立区の例では、背景に、学校別結果まで教育委員会のホームページで公開していたこと、当該結果による予算の傾斜配分があったこと及び学校選択制度があったこと、同じく三次市の事案では、同じく学校別結果まで教育委員会のホームページで公開していること及び通学区域の自由化があることが背景にあると認められるが、こうした背景のない本県の場合と同列に論じることができず、本県で、直ちに、序列化・過度の競争が起こり、全国調査事務に支障が及ぶおそれがあると即断することはできない。

また、同じく仙台高裁等判決は岩手県学習定着度状況調査（以下「岩手県調査」という。）の花巻市内の学校別明細文書の開示が求められたものであり、盛岡地裁、仙台高裁ともに、三次市や足立区の事案等を勘案して、序列化や過度の競争、これに伴う児童生徒に対する様々な悪影響を及ぼすおそれがあり、花巻市情報公開条例の非開示情報（事務事業支障情報）に該当するとして非開示が妥当としている。岩手県調査の対象学年や調査科目は、本県の基礎学力調査とほぼ同様のものであるが、申立人は、本県では、過去4回実施された基礎学力調査の科目ごとの市町村別・学校別結果が開示されているにもかかわらず、これによる序列化や過度の競争の事実はないと主張しており、かつ、実施機関からは基礎学力調査結果の公表により、市町村議会等から（成績について抽象的な）指摘を受けたところもあるという以外に過度の競争等の具体的な事例は示されなかった。したがって、上記岩手県調査同様の本県基礎学力調査結果においては、開示による具体的な序列化や過度の競争は生じておらず、直ちに本県においても全国調査結果の開示により序列化、過度の競争が起こり、全国調査事務に支障が及ぶおそれがあると判断することはできない。

・実施機関は、全国調査と県の学力調査では注目度が違う、結果の開示による序列化は容易に推測できる。また、今回の全国調査は国が実施主体であり、説明責任は国にあり、本県が全国調査の結果を開示すれば、調査の実施方法に対する国民の信頼が損なわれるおそれがあり、また、文部科学省と市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、次年度以降協力が得られなくなり、当該地域における正確な情報が得られなくなり、結果として国が全国的な状況を把握できなくなるお

それがあると国の全国調査事務の支障を主張する。しかし、申立人が主張するように、平成19年度実施の全国調査の結果について、既に特定の市において同市内の公立学校の結果の公表により序列化が可能となっているが、現在のところ、これにより序列化が起こり、過度の競争が発生した等の事実は確認できず、また、平成20年度の全国調査に不参加だったのは平成19年度も不参加だった犬山市だけであったことを勘案すると、当該おそれは現状では具体的なものとまでは言えない。

・その他、実施機関は、市町村・学校が行っている「すぐ点数には結びつかないが長い目で学力を改善しようとする努力」に水を差すことになる等開示によるマイナス面を主張するが、むしろ、異議申立人の、「開示により生徒、保護者及び地域の教育に対する意欲を高め、教育の質を向上させることに有益である」との開示によるメリットを訴える主張の方が首肯できる。

以上を勘案すると、条例第9条第2項第6号に該当するには、本件文書を非開示にしなければ、国の全国調査事務に実質的な支障が及ぶことが確実であろうと思われる「おそれ」が必要であるが、実施機関の主張では漠然とした「おそれ」の域を出ず、本件公文書が同号に該当するものとまでは判断できない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は非開示決定通知書の非開示理由は該当号と該当理由のみ記載されており、該当号のどの部分に該当するのか、また、その理由はどのようなことか不明であると主張する。一方で、実施機関は、対象公文書の内容は明らかであり、該当号及び該当理由により非開示理由を十分承知しうると主張する。

開示決定の理由付記に関して争われた平成4年（行ツ）第48号最高裁判決によると、理由付記は、開示請求者において、条例各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠と共に了知しえるものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質と相まって開示請求者がそれらを当然知りうる場合は別として充分ではない、と判示されている。

本件非開示決定通知書を見ると、公文書の内容は明らかであるという実施機関の主張は首肯できるものの、非開示理由は「鳥取県情報公開条例第9条第2項第1号（法令秘等情報）及び第6号（事務事業支障情報）に該当」とのみ記載されており、請求者（申立人）が非開示事由に該当する根拠を了知しえるとはまでは言えない。少なくとも、条例第9条第2項第1号については、「全国調査通知は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示に該当するため」、同第6号については、「開示により学校等の序列化、過度な競争が起こり調査に参加しない市町村等が発生し、国の実施する全国調査事務に支障を及ぼすおそれがあるため」等概ねの根拠は示すべきと考えられる。従って、非開示決定通知書の実施機関の非開示理由の記載は不十分であるといわざるを得ない。

なお、実施機関は本件公文書の条例第9条第2項第7号該当性について主張していないが、条例を改正し、同号を追加した当時の記録を見ると、その追加の趣旨は、教育行政の適正な遂行への事務事業支障及び児童生徒の心情に対する配慮とされている。児童生徒の心情に対する配慮とは、10人以下の学級の結果を開

示することにより、個人（の結果）は識別できなくても、その構成員の児童生徒の状況が類推されることにより、安易な順位付けや誤った序列意識により劣等感や優越感を抱くなど児童生徒に精神的な負の影響が生じるおそれがあるためとされている。

この「おそれ」については、本県と同じく小規模学級・小規模校を多数抱える花巻市における岩手県調査の学校別結果の開示を巡って争われた前記盛岡地裁判決でも、小規模学校、小規模学級においては、個々の児童生徒の得点が容易に推測される可能性があるだけでなく、知的障害児・発達障害児及びテストの不得意な生徒に対するいじめや差別を生み、これらの生徒の学習意欲を低下させる可能性も否定できないと認められており、仙台高裁判決でも支持されている。

また、この「おそれ」は、その性質を勘案すると、基礎学力調査等地域の学力調査だけに限定されるものではなく、本件全国調査にも共通するものと考えられる。以上を勘案すると、実施機関は開示にあたり、児童または生徒の数が10人以下の学級に係る学力試験の結果を非開示とする条例第9条第2項第7号該当性について十分考慮すべきであると考えられる。

以上により、第1「審議会の結論」のとおり答申する。

平成20年7月11日

鳥取県教育委員会
教育長 中永 廣樹 様

全国連合小学校長会長
池 田 芳 和
(公印省略)

文部科学省「全国学力・学習状況調査」の
開示差し止めについてのお願い

平成20年7月10日付朝日新聞によりますと、鳥取県情報公開審議会は、「平成19年度に実施した『全国学力・学習状況調査』の結果を非開示とした県教委の処分を取り消すべきだ」との答申を出したと報道されました。これを受け貴殿が「できるだけ尊重する」としていただいております。

これに対し、全国連合小学校長会は、先に文部科学省の方針（平成19年8月23日付通知）により、非開示を前提として結果の処理がなされていることに教育の正常化が担保されているものと考えております。仮に、鳥取県教育委員会が「開示する」ことになれば過去の「学テ闘争」時の状況の再来が予想されます。

よって、下記理由により開示されないようお願い申し上げます。

記

1. 鳥取県情報公開審議会の考えは、「自県だけの状況に基づいた狭隘な判断でしかなく、一部が全体に及ぼす悪影響を考えていない判断である。」と全連小は考えております。一県の判断が全体に及ぼす影響を考慮すべきと考えます。

過去の「学テ闘争」があったときは、マスコミの報道によって序列が示され、一部の県において過度な指導が行われたことは歴史の示す事実であります。また、昨年問題になった足立区の件とは別物とする見解は、この本質を見誤ったものであります。教育行政の在り方・姿勢がこの件のような事態を招いている結果になっていることに鑑み、全国的な動きと呼応してご判断されますようお願いいたします。

2. 文部科学省が「学力・学習状況調査」を行うに当たっては、「本調査により測定できる学力は特定の一部であること、学校の教育活動の取組の状況や調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を併せて示すなど、序列化につながらない取り組みが必要と考えられること」としてしております。また、この調査は、子どもたちの基礎基本の徹底や活用力を図るためその実態を知り指導に生かすこと、教育行政上のPDAサイクルの改善を図ることなどを意図したものです。

しかるに、記者の「知る権利、知らせる権利」によって、教育行政がゆがめられ、保護者の過当競争を先導し、子どもたちの夢や希望、郷土への愛情、県への誇り等を奪う可能性があることは計りしれません。記者の「知らせる権利」を認めることにより、その結果悪影響が出たとするならば、記者及び鳥取県情報公開審議会はどう責任をとるのか明示した上で開示の判断をされたいと思っております。

事実、今回朝日新聞が「学力調査結果 鳥取県開示へ 市町村・学校別」の見出しで全国に報道している事実を考えると、一県の問題ではなく、全国的な影響を与えるものであることをご認識いただきたいと思えます。

3. 市町村等の学校の学力は、さまざまな環境や条件のによって大きく左右されるものであり、教師・学校の努力だけで、解決できるものではありません。にもかかわらず、下位にランクされた場合には、学校の志気にもかわり、意欲づけとはならないと考えられます。

4. 花巻市教育委員会に対する「行政文書非開示決定処分の取消しを求める」裁判の仙台高等裁判所の結果を十分尊重された判断をお願いします。

仙台高等裁判所の判断は、「学力調査の結果が数値のみに限定され、数値が独り歩きすることになるおそれ」を述べています。このことは、児童生徒の普通の学力・学習状況をできるだけ正確に把握し授業改善に活かすという本来の目的から逸脱し、学校教育の正常化を阻害することを意味するものです。その結果、学校の序列化、過度な競争など、児童生徒への悪影響・デメリットが考えられます。したがって、情報開示に当たっては慎重な判断が求められます。

2008年7月11日

鳥取県教育委員会

教育長 中永 宏樹様

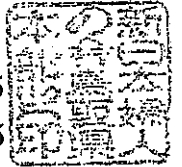
新日本婦人の会鳥取県本部

会長 山内 淳子

鳥取市田島454-4

TEL (0857) 21-4445

FAX (0857) 21-4495



全国一斉学力テストの市町村別、学校別成績の非開示を求める要請書

先日の報道によると、鳥取県情報公開審議会は全国一斉学力テストの市町村別、学校別の結果を非開示とした処分について「取り消すべきだ」とする答申をだし、それを受けて県教育委員会は開示する方向で検討すると述べておられます。

開示の理由として、02～06年に県がおこなった基礎学力調査結果の開示によって過度な序列化は生じていないと審議会は指摘しているようですが、それはマスコミの取り上げ方や、県民の注目度が低かったからであり、報道の仕方や開示された情報の使い方によっては、今後、序列化が進んでいくと予想されます。点数のみが一人歩きして、教育現場が混乱する恐れがあります。

日本の教育は、過度な競争に子どもたちをさらしすぎだと国連の子どもの人権委員会から勧告が出されているのは、ご承知のことと思います。文部科学省が、市町村別や学校別の結果を開示しないように求める通知を出しているのは、この点に配慮しているからです。

県教育委員会におかれましては、審議会の答申だけでなく、教育的観点から非開示を貫いていただきますようお願いいたします。

2008年7月11日

鳥取県教育委員会
教育委員長 山田修平様

新日本婦人の会鳥取県本部

会長 山内 淳子

鳥取市田島454-4

TEL (0857) 21-4445

FAX (0857) 21-4495



全国一斉学力テストの市町村別、学校別成績の非開示を求める要請書

先日の報道によると、鳥取県情報公開審議会は全国一斉学力テストの市町村別、学校別の結果を非開示とした処分について「取り消すべきだ」とする答申をだし、それを受けて県教育委員会は開示する方向で検討すると述べておられます。

開示の理由として、02～06年に県がおこなった基礎学力調査結果の開示によって過度な序列化は生じていないと審議会は指摘しているようですが、それはマスコミの取り上げ方や、県民の注目度が低かったからであり、報道の仕方や開示された情報の使い方によっては、今後、序列化が進んでいくと予想されます。点数のみが一人歩きして、教育現場が混乱する恐れがあります。

日本の教育は、過度な競争に子どもたちをさらしすぎだと国連の子どもの人権委員会から勧告が出されているのは、ご承知のことと思います。文部科学省が、市町村別や学校別の結果を開示しないように求める通知を出しているのは、この点に配慮しているからです。

県教育委員会におかれましては、審議会の答申だけでなく、教育的観点から非開示を貫いていただきますようお願いいたします。



平成20年7月11日

鳥取県教育委員会 様

鳥取県市町村教育委員会研究協議会



全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについて（要望）

この度、文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査結果に対する鳥取県教育委員会の非開示決定について、鳥取県情報公開審議会が取り消しを答申した旨報道されております。

このことについて、鳥取県市町村教育委員会研究協議会として下記のとおり要望します。

記

全国学力・学習状況調査は、調査の実施主体である国が学校設置者である市町村の協力を得て実施しているもので、実施は、学校設置者の参加希望に基づいて行われています。よって、調査に協力するにあたっては、実施要領に示されている事項に基づいて実施しております。また、調査結果の取り扱いについても、要領に示されているとおり、学校名を明らかにした公表は行わないこととしております。

このように、調査の実施主体である国と学校設置者である市町村の関係において実施されている本調査について、指導・助言等調査に協力する立場にある県教育委員会が、市町村教育委員会の意向をふまえることなく、国と違う見解を出されることになれば、市町村及び学校現場は非常に混乱することが予想されます。

鳥取県教育委員会におかれましても、実施要領の趣旨に基づき、地域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした開示を行わないように強く要望します。

要 望 書

鳥取県教育委員会
教育長 中永廣樹 様

全国学力・学習状況調査結果の開示について

日頃より鳥取県小・中学校長会の活動に対しましては、温かいご理解をいただき感謝申し上げます。
さて、昨日の新聞報道（平成20年7月9日付、日本海新聞）によりますと、つぎのようなことが述べられています。

- 1 文科省が昨年度から実施している全国学力・学習状況調査結果に対する鳥取県教委の非開示決定について、県情報公開審議会は8日、決定の取り消しを求める意義申し立てを認める答申を出した。
- 2 県教委は答申を受けて15日の定例教育委員会で方針を協議するが、中永教育長は「答申は尊重する方向で検討する。」云々

上述の内容どおり開示が認められるとなりますと、これまでの県教育委員会の方針と大きく異なることとなり、学校現場に大きな混乱を生じることが懸念されます。

つきましては、調査結果の開示については是非これまでどおり主催者である文科省の開示しない旨の通達によっていただきますよう強く要望します。

平成20年7月10日

鳥取県小学校長会長

金田 吉治郎



鳥取県中学校長会長

石谷 充



2008年7月10日

鳥取県教育委員会
教育委員長 山田 修平 様

鳥取県教職員組合
執行委員長 前田 厚彦



「全国学力・学習状況調査」の結果公表に関する要請書

貴職におかれましては、教育の振興と教育諸条件の整備等にご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。私たち鳥取県教職員組合は、「ゆたかな学び」＝「学力」を単なる知識の量として捉えるのではなく、一人ひとりの子どもが自ら課題を見つけ、主体的にとりくみ、市民社会の中で共に生きる力と捉え、教育活動にとりこんでいます。

文科省が昨年度から実施している全国学力・学習状況調査結果（市町村別・学校別）に対する鳥取県教委の非開示決定について、県情報公開審議会は、県独自の基礎学力調査で結果が公表されても序列化などの問題が生じていないとして、決定の取り消しを求める異議申し立てを認める答申を出しました。

実際には、基礎学力調査の結果を得点順に一覧表にし、「あなたの学校は、ここです」と指し示し、校長をはじめ教職員に対して競争を煽っている地教委がありました。また、得点の低かった学級の担任に対して、「これは人災です」と発言する管理職もいました。

一方、2007年10月24日に「全国学力・学習状況調査」の結果が公表された直後、マスコミ報道の関心は各都道府県の順位に集中しました。こうした報道の結果はこの調査が競争の激化と結びつくことを示しています。広島県や東京都足立区で明らかになった組織的不正など、この調査のために教育と子どもの成長がゆがめられている事例が次々出ています。

鳥取県内においても、結果公表後、そもそも「学力」とは何かを議論することなく、「学力調査B問題」や、OECDの一基準の学力調査でしかない「PISA」に対応した指導法の研究・実践を行おうとする教育研究団体や、それに追従しようとする教員もあります。そのような教育環境の下では、学校や地域の特性を生かした、特色のある教育の実践が難しくなることが予想されます。

私たちは以上のことから、「全国学力・学習状況調査」は、学校教育に様々な弊害を及ぼすとともに、結果の公表は子どもたちに対するいっそうの競争と管理を強め、学校・子どもたちをテストの点数によって序列化し、教育の格差づくりをすすめるものである考えます。

以上のことを踏まえ、「全国学力・学習状況調査」結果の開示決定について慎重な対応を求めるとともに、学校教育に過度な競争を持ち込まないために、下記のことを要請します。

記

1. 学校教育に過度な競争を持ち込まないために、「全国学力・学習状況調査」の調査結果を非開示情報とされること。
2. 学校の序列化を避けるため、学校別・クラス別の調査結果を公表しないこと。

市町村、学校別データ

「非開示」取り消しを答申

鳥取県 県教委近く判断 情報公開審 鳥取県 県教委近く判断

鳥取県情報公開審議会（河本充弘会長）は八日、文部科学省が二〇〇七年度に実施した全国学力調査結果について、鳥取県教委が市町村別、学校別のデータを非開示処分としたことに対し、「（非開示処分を）取り消すべき」と判断する旨を答申した。県教委は近く審議会を開き、開示するかどうかを決める。山陰中央新報社が行った、県議申し立てに対して答申した。

鳥取県が非開示とした第一の理由が、文部科学省が「市町村別、学校別データは不正確な情報として取り扱うべき」という通知。県情報公開条例の「法令等が規定している」として、同審議会は文科省の通知について「県の主体的判断を求めるとは認められない」と判断。鳥取県は学力調査や序列化する過程の競争が激しい、調査に参加しない市町村が発生し、国取独自の基礎学力調査で、「同条例に基づき市町村別、学校別の結果が開示されてきたが、序列化などは生じておらず、開示により直ちに全国調査業務に支障が及ぶ恐れがある」とは判断できなかった。同審議会は「予算の傾斜配分や進学区域の自由化により、校長のたゆむ答申の改ざん事件が起きたため、本県とは背景が異なり、同列に論じることができない」として、鳥取県は学力調査や序列化が進むとして、県

非開示根拠を否定

審議会 問われる県教委の姿勢

鳥取県情報公開審議会 公開審議会は、県教委の非開示根拠を全面的に否定した。そこには非開示を決めた、県教委の姿勢が透けて見える。

県教委は、二〇〇七年四月に実施された全国学力調査について、当初は文科省に「結果のデータは受け取りたい」とした。それは県が〇三年に県情報公開条例を改正し、県独自の学力調査結果を「十一人以上のクラスデータは開示する」とした。これを受け、同条例を管轄する県民局が全国データについても「非開示とする理由がない」としたため、県教委が「受け取りたい」としたのは、苦肉の策だった。ところが、文科省が「実施要領で全データを送付することになっている」と、データの受け取りと非開示を求めると、県教委は非開示入方向転換。その理由を「学校の序列化や過度な競争につながる」として、

鳥取県は文科省の通知について「県の主体的判断を求めるとは認められない」と判断。鳥取県は学力調査や序列化する過程の競争が激しい、調査に参加しない市町村が発生し、国取独自の基礎学力調査で、「同条例に基づき市町村別、学校別の結果が開示されてきたが、序列化などは生じておらず、開示により直ちに全国調査業務に支障が及ぶ恐れがある」とは判断できなかった。同審議会は「予算の傾斜配分や進学区域の自由化により、校長のたゆむ答申の改ざん事件が起きたため、本県とは背景が異なり、同列に論じることができない」として、鳥取県は学力調査や序列化が進むとして、県

7/9 (水)
山陰中央

〇七年九月の同審議会

学力調査結果開示へ

鳥取県情報 公開審答申 県教委、尊重の意向

文科省が昨年度から実施した全国学力・学習状況調査結果(市町村別・学校別)に対する鳥取県教委の非開示決定について、県情報公開審議会は八日、決定の取り消しを求めるとの請願を受理した。中永広樹県教育長は答申を尊重する意向で、開示が決定されれば全国初という。

全国学力調査は昨年四月、小学六年と中学三年を対象に国語と算数・数学が実施された。文科省が公表するのは▽国全体▽都道府県ごと▽市と町村など地域の規模に応じたまとまりの結果(得意)のみ。文科省は序列化や過度な競争が生まれることを理由に非公表を通告していた。

これに対し、鳥取県では昨秋、市町村・学校別の調査結果の開示請求があったが、県教委は非開示を決定。県議申し立てがあったことから今年一月に同審議会に諮問され、公文書の原則公開を義務付けた県情報公開条例との整合性などが審議とされていた。

県教委は県条例が非開示条件としている「国の事務事業に支障を及ぼす恐れ」を根拠としたが、審議会は、県独自の基礎学力調査で結果が公表されても序列化などの問題が生じていないことから「該当しない」と判断。「児童または生徒数が十一人以上の学級の調査結果は開示」という「懸念を示している」と懸念を示している。県条例の基準に沿った開示を求めた。

県教委は答申を受け、十五日の定例教育委員会の方針を協議する。中永教育長は「答申は尊重する方向で検討する。情報公開は大切という認識はあるが、意外な内容だった」と戸惑いを隠せない。文科省初等中等教育局は「非開示に反する対応が取られると、調査の実施方法に対する信頼が失われる恐れがあ

学力テスト結果 開示を答申（NHK鳥取放送局）

昨年度から行われている「全国学力テスト」について、鳥取県内の市町村別や学校別についての成績を開示しないとした県教育委員会の決定について、県の情報公開審議会は、「公開しても学校の序列化にはならない」などとして、公表を求める答申をしました。

鳥取県教育委員会は、全国学力テストの市町村別や学校別の成績について文部科学省が「学校の序列化につながる」として公表しないよう求めた通達を受けて去年11月の県民からの開示請求に対して、非開示の決定をしていました。

しかし、開示請求をした人が公文書の原則公開を定めた県の情報公開条例に反するとして県の情報公開審議会に対し非開示の取り消しを求めています。

これについて、8日開かれた県の審議会では、「学校の序列化につながるおそれは少ない」などとして、原則として市町村別、学校別の情報についても公開するよう求める答申をしました。

全国学力テストの市町村別、学校別について、県の審議会が開示するよう答申したのは、全国的にも珍しいと見られます。

今回の答申について県教育委員会は、「答申を尊重する方向で調整したい」として、今月15日に開かれる県の教育委員会の定例会で、具体的な方針を決めることにしています。

全国学力調査

鳥取県結果開示へ

市町村別と学校別で

文科省が07年度に実施した全国学力調査をめぐり、鳥取県情報公開審議会は、市町村別と学校別の結果を非開示とした県教委の処分について「取り消すべきだ」とする答申を出した。中永広樹・県教育委員「できるだけ尊重する」としており、15日の県教育委員会での決意を経て、全国で初めて結果が開示される見通しだ。

全国の小学6年生と中学3年生を対象に07年4月に実施

された学力調査で、文科省は過度な序列化を招くとして、市町村別や学校別の結果を開示しないよう求める通知を都道府県教委に出した。

それを受け、鳥取県教委は県部・中部・西部の別と、市部・郡部別、クワースの規模別の結果のみ公表。同年10月に地方紙記者から開示請求のあった市町村別と学校別の結果については、県情報公開条例に基づいて「国や県の事業の遂行に支障をきたす恐れが

ある」など理由を非開示とした。この処分は、異議申し立てが出ていた。

8日付の答申は、全国学力調査は国の事務を県教委が代行する法定委託事務でないため、「文科省の通知に法的拘束力はない」とした。また、県教委が02、06年度に独自に実施した基礎学力調査で市町村別と学校別の結果を開示しているのに、過度な序列化は生じなかったとも指摘した。

文科省学力調査は答申に

して「要は入れがたい」としているものの、当事者ではない。議論する権限もない。担当者は「公表しないことを前提に市町村に参加してもらっている。参加しない市町村がこれば調査自体の意義も失われかねない」と話している。

全国学力調査では、大阪府校方市でも市民が今年2月、市立中学の学校別の平均点を非開示とした市教委の処分を取り消しを求めて、行政訴訟を起こしている。(徳永悠)

中央陰山

鳥取県教委15日判断

文科省 事業遂行へ支障懸念

鳥取県情報公開審議会へ答申内容を報告した上で、15日の教育委員会が全国学力調査結果の市町村別、学校別データの最終的判断をする。

文科省初等中等教育局で取り扱ったことになっておらず、開示すれば、

市町村教委の不参加の恐れがある」と、事業遂行への支障を懸念した。

中永広樹県教育委員「開示による序列化の恐れがぬげないうえ、答申が尊重してないという点も懸念している」と話している。答申を出さずとも方針を示唆した。

学力データ 学校別データ「開示を」

鳥取県の審議会、県教委に

昨年初めて小、中学校で実施された全国学力調査で情報開示を求められた学校別、市町村別の順位などのデータを、鳥取県教委が非開示処分になっていた問題で、県情報公開審議会は県教委に非開示処分を取り消すよう答申した。

中永広樹県教育長は答申を尊重する意向で、15日の教育委員会で「開示」の可否を正式決定する。学校別データなどが開示されれば、全国初のケースになる。

鳥取県は平成14年から18年の5年間で4回、県独自の基礎学力調査(5教科)を実施。請求に対して市町村別や学校別データを情報開示していた。

だが、文科省が19年度に全国学力・学習状況調査の実施要項などで、「開示によって学校の序列化や過度な競争を生じ、調査に参加

しない市町村が出て全国調査事務に支障を及ぼす」お

それがあるとして、同省公表の分析データ以外を「不開示情報」とするよう通知していた。県教委は昨年11月、この通知などをもとに非開示を決定。しかし、情報開示請求者の異議申し立てに対して、県情報公開審議会(河本充弘会長)は、「(文科省の)通知は県情報公開条例の開示義務を上回る法的

拘束力があるとは認められない」との判断を示した。

読売

全国学力テスト

学校別データ公表へ

県教委 情報公開審答申受け

県情報公開審議会(河本充弘会長)は、文部科学省が昨年4月に実施した全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)で、県教委が市町村別、学校別の結果を非開示とした決定を取り消すよう答申した。県教委は15日に開かれる定例教育委員会で、開示の是非を決める。中永広樹・県教育長は答申を尊重するとしてお

り、文科省によると、開示が決まれば県が市町村別と学校別のデータを公表するのは全国初。県教委は昨年10月、民間から調査結果の開示請求を出され▽開示しないよう求めた国からの通知がある▽開示で学校の序列化が起る—などとして非開示と

同審議会は「文科省の通知には、条例の開示義務を上回る法的拘束力があるとは認められない」と判断。また、県教委は2002年度から4回、独自に行った基礎学力調査の結果を公表したが、審議会は「公開で序列化や過度な競争などは生じていない」とした。

中永教育長は「主張が通らず、残念。15日の定例委

員会で判断したい」と述べた。

文科省学力調査等は「県からの報告を受けていないので、コメントは差し控えた」としている。

毎日

全国学力調査

学校別結果開示へ

審議会の 答申受け 鳥取県教委が初

文部科学省が07年度に実施した全国学力調査の市町村別と学校別の結果について、鳥取県情報公開審議会(会長、河本充弘弁護士)が「開示すべきだ」と県教委に答申していたことが分かった。県教

審議会の答申を受け、委員会は「15日の定例教育委員会」で結論を出す方針。開示されれば全国初になる。

山陰中央新報の記者が昨年10月、県情報公開条例に基づき公開請求。県教委が「国の事務事業に支障を及ぼす恐れがある」として非開示を決定したため、審議会に異議を申し立てていた。

文科省は各都道府県教委に「市町村別、学校別データは不開示情報として取り扱うこと。序列化や過度な競争が生じるおそれがある」などと通知。しかし今月8日の答申は通知について「法的な拘束力はない」と判断。「県独自の県基礎学力調査の結果が市町村別・学校別に開示さ

れているが、序列化は生じていない」とした。文科省学力調査室の原裕室長補佐は「開示

されれば実施要領に反することになり、国民の信頼が損なわれる」と話している。「宇多川はるか」

調査結果支持強いが

文科省が実施した全国学力・学習状況調査の結果に対する鳥取県教委の非開示決定について、県情報公開審査会が取り消しを答申した。「原則公開」をうたった県条例の規定と学校の責任を明確にする意義があり「開示は条例上」と支持する言が聞かれる一方で、専門家からは教育の改善を目的とする調査の趣旨を踏まえ「開示は調査目的から逸脱している」との指摘もある。

学力調査結果開示 県情報公開審査会 答申

県条例では委員 原則公開となっており、平井伸治知事は「調査は昨年四月、全国の小学六年と中学三年を対象に行われた。文科省は序列化や過度な競争を理由に市町村では無い」と答申を特別や学校別の結果は開示せず、結果を渡して、県議会教育民生常任委員会の藤澤善和委員長は「審査会の結論は審査会に対して非開示として、審査会は開示すべきと判断した。県条例では公文書は「と納簿する。」

県独自の行動否定されぬ 学校の課題改善に役立つ



非開示取り消しの答申に揺れる全国学力調査＝今年4月、鳥取市

結果を公表した東京都境。今回の方針が刺激不足区や広島県三次市になってほしい」と期待では、答申の改ざんや待てる。

知るべき情報

一方、坂根代表は「情報は受け止める側算の傾斜配分や学校違がどのようにとらえて把握し、通学区域の自生かすかに尽きる」と由化など鳥取県にはない背景があり、競争を促進させる材料となった。

鳥取県が二〇一〇六年度に実施した基礎学力調査でも市町村別結果が公表されたが、競争の激化などはなかったという。県PTA協議会の坂根代表は「非開示によって学校の責任が曖昧になっていく印象がある。位置付けをしっかりとせよ」と、課題の改善に役立つのではないかと答えた。開示に異を唱

序列化懸念なし 審査会は坂根の「序列化」をめぐり、独自の学力調査で学校別競争が必要と環境や過度の競争などの恐れがあるとの判断で「開示は審査会の結論は妥当。鳥取県ではもう少し適る。」 県教委は十五日の定例委員会の方針を決め

「調査目的逸脱」の意見も

7/11(金)
毎日

鳥取県教委に 開示中止求める

全国学力テスト

文科省事務次官

鳥取県情報公開審議会が、07年度の全国学力テストの市町村・学校別の結果を「開示すべきだ」と県教委に答申したことについて、文部科学省の銭谷真美事務次官は10日の会見で「(開示しないように定めた)実施要領に基づき適切に扱うべき

だ。適切な判断をしてもらう必要がある」と述べ、県教委に開示しないよう求めたことを明かした。県教委は15日に結論を出す方針。

銭谷事務次官は「開示すれば過度の競争や序列化につながる恐れがある。都道府県教委には開示しない前提でデータを提供しており、趣旨を理解してほしい」と強調した。

【加藤隆寛】

7/11(金)
日本海

「非開示」に 理解求める

学テ開示鳥取県
答申で文科次官

全国学力テストの学校別、市町村別結果を開示するよう鳥取県情報公開審議会が答申したことについて、文部科学省の銭谷真美事務次官は10日の記者会見で「序列化や過度の競争につながる恐れがある」と述べ、非開示にすべきだという文科省の姿勢に理解を求めた。

銭谷次官は学校の指導改善に生かすのがテストの目的とし「市町村名や学校名を公表しないとの前提でテストに参加してもらっている」と強調。

同審議会が、各教育委員会に非開示を求めた文科省通知には「法的拘束力がない」と判断した点については言及せず、「最終的には県教委が判断すること」と述べるにとどまった。

学力テスト 学校別成績開示へ 鳥取県、文科省に報告

鳥取県教委は10日、文部科学省が昨年4月、小学生、中学生、3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の市町村別、学校別の結果を、県情報公開条例に基づいて開示する方針を同省に伝えた。県情報公開審議会が、県教委の非開示決定を取り消すよう答申したのを受けて決定。同省は「学力テストは計約220万人が参加。文科省は学校の序列化や過

度な競争を生まないよう配慮すべき」として、各都道府県教委に市町村別、学校別の結果は公表しないよう通知していた。鳥取県教委は昨年10月、地方紙記者から開示請求を受け、通知などを理由で非

開示を決定。しかし、請求者の異議申し立てを受け、県情報公開審議会は。日付の答申で「通知に法的拘束力はなく、県教委独自の基礎学力調査で学校別の結果を開示しても、序列化や過度な競争を生じていない」とした。原裕・文科省学力調査室長補佐は「開示される懸念から、全国学力テストへの参加をよめる市町村教委が出て、全国的な状況把握ができなくなる恐れがある」と話している。

知事「解釈は妥当」

7/12 日本海

学力テスト開示 県教委を支援へ

鳥取県の平井伸治知事は十一日の定例会見で、県情報公開審議会が全国学力テストの結果を開示するよう答申したことについて「解釈は妥当だ。県教委の結論を見定めた」との見解をあらためて示した上で、県教委が開示決定した場合、開示に向け支援していく考えを示した。

県情報公開審議会は八日、全国学力テストの学校別、市町村別結果を開示するよう答申した。県教委は十五日に開示の是非を判断するが、文科省の銭谷真美事務次官は十日の記者会見で非開示にすべきとの見解を示している。県教委は「国から否定的なコメントが出ているが、学力テストの結果が、鳥取県が持つ情報でや国との折衝のサポートをしたい」と述べた。

果を開示するよう答申。県教委は十五日に開示の是非を判断するが、文科省の銭谷真美事務次官は十日の記者会見で非開示にすべきとの見解を示している。県教委は「国から否定的なコメントが出ているが、学力テストの結果が、鳥取県が持つ情報でや国との折衝のサポートをしたい」と述べた。

市町村が「開示」反発

新日本婦人の会も

文科省が実施した全国学力テストをめぐる重なる意向を示したのを受け、県内の市町村教育長や教育委員でつくる県市町村教育委員会研究協議会（会長・赤澤悦子鳥取市教育委員）は十一日、結果を開示しないよう県教委に申し入れた。全国学力テストの実施要領では、テストの実

実施主体は国、参加主体は市町村。県教委は指導・助言など調査に協力する立場と記されている。

このため協議会は「市町村の意向を踏まえることなく国と違つ見解を出せば、市町村や学校現場は混乱が予想される」と指摘。市町村名、学校名を開示しないよう要望した。

「影響限定的」

文科相が見解

全国学力テストの学校別、市町村別結果を開示するよう鳥取県情報公開審議会が答申したことについて、渡海紀三朗文部科学相は十一日の閣議後会見で

一方、新日本婦人の会鳥取県本部（山内淳子会長）も同日、県教委に非開示を求める要請書を提出した。

要請書では開示された場合に「点数のみが一人歩きし、教育現場が混乱する恐れ」を指摘。「教育的観点から非開示を貫いてほしい」と求めた。

「鳥取県の条例は非常に特殊」として、鳥取県教委が開示しても、ほかの自治体への影響は限定的になるとの考えを示した。

鳥取県の情報公開条例は、全県的に実施される学力調査の集計結果について、児童・生

徒の数が十人以下の学級のものを除き、情報を開示するよう定めている。渡海文科相はこの点を指摘したとみられる。また鳥取県教委の対応については「非開示にすべきという文科省の考えに理解を求めたが、最終的には鳥取県教委の判断になる」と話した。

全国学力調査結果開示

知事「穏当な結論」

鳥取 公開審査答申を評価

7/12 山陰中央
 全国学力調査結果の市町村別、学校別データの開示を求める鳥取県情報公開審査会の答申について平井伸治鳥取県知事は十一日、「良心に従った穏当な結論」と評価した。

方針を協議した上、中永教育長が対応の最終決定。市町村別、学校別データを開示しないよう要望する。

その上で「県教育委員会の答申を文部科学省に報告した十日のやりとりを明らかにした。非開示にすべきなどの考えに理解を求める文科省の金森越哉初等中等教育局長に対して、中永教育長は「県民や県議会をはじめ県全体が情報公開に極めて力を入れており、今回の審査会の答申もその表れ」と答えた。渡海紀三朗文部科学相は十一日の会見で「鳥取県の条例は非常に特殊」として、県教委が開示してもほかの自治体への影響は限定的になるとの考えを示した。

県教委は十五日に定例委員会を開催。委員会で市町村教委研究協議会は「学力調査は国が市町村教委の協力を得て実施した。県教委が実施要領とは違う開示をすれば、市町村や学校現場は混乱が予想される」と指摘。県小学校校長会、県中学校長会も学校別の開示などに懸念を示している。

一方、県教委の中永広樹教育長は同日、審査会